

○村山市スポーツ施設条例施行規則

昭和55年4月25日

教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、村山市スポーツ施設条例(昭和55年村山市条例第6号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職及び職務)

第2条 体育館に館長を置く。

2 館長は、上司の命を受けて体育館の事務を掌理する。

(追加 昭和58年教委規則3号、一部改正 平成15年教委規則4号・19年5号)

(使用期間及び使用時間)

第3条 スポーツ施設の使用期間及び使用時間は、別表のとおりとする。

2 教育委員会は特別の理由により前項の規定により難いと認めたときは、使用期間及び使用時間を変更することができる。

(一部改正 昭和58年教委規則3号・19年5号)

(体育館の休館日等)

第4条 体育館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し又は臨時に休館日を定めることができる。

(追加 昭和58年教委規則3号、一部改正 平成19年教委規則5号、全部改正 平成22年教委規則2号)

(禁止行為)

第5条 スポーツ施設内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 運動精神に反する行為
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は公衆に迷惑となる行為
- (3) 指定場所以外に駐停車する行為
- (4) その他教育委員会の指示に反する行為

(一部改正 昭和58年教委規則3号・平成19年教委規則5号)

(使用の拒否)

第6条 教育委員会は、次の各号の一に該当する者に対しては、スポーツ施設の使用を

拒否することができる。

- (1) 適当な指導者又は付添人のない満6歳未満の者
- (2) 感染性の疾患があると認められる者
- (3) 前条各号の行為のおそれのある者

(一部改正 昭和58年教委規則3号・平成11年3号・19年5号)

(専用許可等)

第7条 条例第4条第1項の規定により、村山市スポーツ施設の専用許可を受けようとする者は村山市スポーツ施設専用許可申請書(別記様式第1号)及び付帯設備村山市スポーツ施設専用許可申請書(別記様式第2号)をあらかじめ教育委員会に提出し、専用許可書(別記様式第3号及び別記様式第4号)の交付を受けなければならない。

2 教育委員会は条例第5条の規定により一般の使用を禁止し、又は制限するときは、適宜その旨の表示を行うものとする。

(一部改正 昭和58年教委規則3号・平成9年5号・19年5号・令和4年3号)

(専用者の責務)

第8条 スポーツ施設を専用する者(以下「専用者」という。)は、その専用に係るスポーツ施設の設備等を管理し、一般入場観覧者の整理等の責を負わなければならない。

2 専用者は、スポーツ施設の専用を終了したとき、専用を停止されたとき、又は専用許可を取り消されたときは、直ちにスポーツ施設を清掃し、必要な設備を施した場合は、原状に復し、教育委員会の点検を受けなければならない。

(一部改正 昭和58年教委規則3号・平成19年5号・令和4年3号)

(使用料の減免)

第9条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、村山市スポーツ施設使用料減免申請書(別記様式第5号)及び付帯設備村山市スポーツ施設使用料減免申請書(別記様式第6号)を教育委員会に提出し、減免許可書(別記様式第7号及び別記様式第8号)の交付を受けなければならない。

(一部改正 昭和58年教委規則3号・平成9年5号・19年5号・令和4年3号)

(読替)

第10条 条例第12条の規定により指定管理者がスポーツ施設の管理を行う場合においては、第3条から第6条までの規定、第7条及び第8条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「教育委員会」とあ

るのは「指定管理者」と、別記様式第1号から別記様式第6号まで中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、別記様式第7号及び別記様式第8号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(追加 平成22年教委規則2号、一部改正 令和4年教委規則3号)

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

(一部改正 昭和58年教委規則3号・平成9年5号・19年5号・令和4年3号)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年4月1日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、基点運動広場及び市民体育館に係る改正規定は、昭和58年4月28日から施行する。

附 則(昭和59年11月8日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年9月21日教委規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年4月21日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年1月9日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年7月22日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年12月22日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年12月22日教委規則第5号)

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則(平成7年3月28日教委規則第1号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年9月27日教委規則第4号)

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成9年9月29日教委規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年10月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の村山市体育施設条例施行規則の規定中基点テニスコートに関する部分は、平成10年4月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月12日教委規則第3号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月20日教委規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月23日教委規則第4号)

この規則は、平成15年4月23日から施行する。

附 則(平成17年3月25日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日教委規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日教委規則第2号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月20日教委規則第2号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月25日教委規則第10号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月28日教委規則第3号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表

(一部改正 昭和58年教委規則3号・59年3号・62年16号・63年3号・平成元年1号・4年2号・5年5号・6年5号・7年4号・9年5号・15年3号・22年2号)

施設名	使用期間	使用時間
-----	------	------

村山市民体育館	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時30分まで
碁点運動広場	4月から11月まで	午前5時から午後6時まで
碁点テニスコート	4月から11月まで	午前5時から午後9時30分まで
金谷テニスコート	4月から11月まで	午前5時から午後9時30分まで
金谷グラウンド・ゴルフ場	4月から11月まで	午前5時から午後6時まで
金谷クラブハウス	4月から11月まで	午前9時から午後9時30分まで
村山市金谷運動広場	4月から11月まで	午前5時から午後9時30分まで
楯岡スポーツレクリエーション広場	4月から11月まで	午前5時から午後9時30分まで
村山武道館	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後9時30分まで
村山居合振武館	1月5日から12月27日まで	道場及び研修室利用は、午前9時から午後9時30分まで、宿泊の場合は、午前9時から翌日の午前9時まで

備考 専用の場合も同様とする。

別記様式第 1 号(第 7 条関係)
村山市スポーツ施設専用許可申請書

村山市教育委員会 あて

次のとおり専用したいので許可されるよう申請します。

予約申請日	令和	年	月	日
変更申請日	令和	年	月	日

申請者	住所
	氏名(団体名)
	電話
代表者	氏名
責任者	住所
	氏名
	電話

使用日	使用時間	使用施設名	使用料	
催 事 名			使 用 人 数	入場料の有無
			人	
使 用 目 的				
減免・免除理由				
料 金 の 内 訳				
施 設 使 用 料		円		
加 算 減 免 額		円		
施設使用料合計		円		
付帯設備使用料合計		円		
使 用 料 総 合 計		円		

別記様式第2号(第7条関係)
付帯設備村山市スポーツ施設専用許可申請書

村山市教育委員会 へ

次のとおり専用したいので許可されるよう申請します。

予約申請日 令和 年 月 日

予約申請番号 変更申請日 令和 年 月 日

申請者 住所

氏名(団体名)

電話

代表者 氏名

責任者 住所

氏名

電話

使用日	使用時間	使用施設名	使用料	
催 事 名			使 用 人 数	入場料の有無
			人	
使 用 目 的				
減免・免除理由				
料 金 の 内 訳				
施 設 使 用 料		円		
加 算 減 免 額		円		
施設使用料合計		円		
付帯設備使用料合計		円		
使 用 料 総 合 計		円		

別記様式第3号(第7条関係)

村山市スポーツ施設専用許可書

予約申請番号

予約申請日 令和 年 月 日
変更申請日 令和 年 月 日

申請者 住所
氏名(団体名)
電話

代表者 氏名

責任者 住所
氏名
電話

使用日	使用時間	使用施設名	使用料	
催 事 名			使 用 人 数	入場料の有無
			人	
使 用 目 的				
減免・免除理由				
料 金 の 内 訳				
施 設 使 用 料		円		
加 算 減 免 額		円		
施設使用料合計		円		
付帯設備使用料合計		円		
使 用 料 総 合 計		円		
使用上の注意				

令和 年 月 日
次のとおり許可します。
村山市教育委員会

別記様式第 4 号(第 7 条関係)
付帯設備村山市スポーツ施設専用許可書

予約申請日 令和 年 月 日

変更申請日 令和 年 月 日

予約申請番号

申請者 住所

氏名 (団体名)

電話

代表者 氏名

責任者 住所

氏名

電話

使用日	使用時間	使用施設名	使用料
催 事 名		使 用 人 数	入場料の有無
		人	
使 用 目 的			
減免・免除理由			
料 金 の 内 訳			
施 設 使 用 料	円		
加 算 減 免 額	円		
施設使用料合計	円		
付帯設備使用料合計	円		
使 用 料 総 合 計	円		
使用上の注意			

令和 年 月 日

次のとおり許可します。

村山市教育委員会

別記様式第 5 号 (第 9 条関係)
村山市スポーツ施設使用料減免申請書

村山市教育委員会 あて

次のとおり減免を受けたいので申請します。

予約申請日 令和 年 月 日

予約申請番号 変更申請日 令和 年 月 日

申請者 住所

氏名 (団体名)

電話

代表者 氏名

責任者 住所

氏名

電話

使用日	使用時間	使用施設名	使用料	
催 事 名			使 用 人 数	入場料の有無
			人	
使 用 目 的				
減免・免除理由				
料 金 の 内 訳				
施 設 使 用 料		円		
加 算 減 免 額		円		
施設使用料合計		円		
付帯設備使用料合計		円		
使 用 料 総 合 計		円		

別記様式第 6 号 (第 9 条関係)
付帯設備村山市スポーツ施設使用料減免申請書

村山市教育委員会 あて

次のとおり減免を受けたいので申請します。

予約申請日 令和 年 月 日

予約申請番号 変更申請日 令和 年 月 日

申請者 住所

氏名 (団体名)

電話

代表者 氏名

責任者 住所

氏名

電話

使用日	使用時間	使用施設名	使用料	
催 事 名			使 用 人 数	入場料の有無
			人	
使 用 目 的				
減免・免除理由				
料 金 の 内 訳				
施 設 使 用 料		円		
加 算 減 免 額		円		
施設使用料合計		円		
付帯設備使用料合計		円		
使 用 料 総 合 計		円		

別記様式第 7 号(第 9 条関係)

村山市スポーツ施設減免許可書

予約申請日 令和 年 月 日

変更申請日 令和 年 月 日

予約申請番号

申請者 住所

氏名 (団体名)

電話

代表者 氏名

責任者 住所

氏名

電話

使用日	使用時間	使用施設名	使用料
催 事 名		使 用 人 数	入場料の有無
		人	
使 用 目 的			
減免・免除理由			
料 金 の 内 訳			
施 設 使 用 料	円		
加 算 減 免 額	円		
施設使用料合計	円		
付帯設備使用料合計	円		
使 用 料 総 合 計	円		
使用上の注意			

令和 年 月 日

次のとおり減免します。

村山市長

別記様式第 8 号 (第 9 条関係)
付帯設備村山市スポーツ施設減免許可書

予約申請日 令和 年 月 日

変更申請日 令和 年 月 日

予約申請番号

申請者 住所

氏名 (団体名)

電話

代表者 氏名

責任者 住所

氏名

電話

使用日	使用時間	使用施設名	使用料
催 事 名		使 用 人 数	入場料の有無
		人	
使 用 目 的			
減免・免除理由			
料 金 の 内 訳			
施 設 使 用 料	円		
加 算 減 免 額	円		
施設使用料合計	円		
付帯設備使用料合計	円		
使 用 料 総 合 計	円		
使用上の注意			

令和 年 月 日
次のとおり減免します。
村山市長

別記様式第1号(第7条関係)

(全部改正 令和4年教委規則3号)

別記様式第2号(第7条関係)

(全部改正 令和4年教委規則3号)

別記様式第3号(第7条関係)

(全部改正 令和4年教委規則3号)

別記様式第4号(第7条関係)

(全部改正 令和4年教委規則3号)

別記様式第5号(第9条関係)

(全部改正 令和4年教委規則3号)

別記様式第6号(第9条関係)

(全部改正 令和4年教委規則3号)

別記様式第7号(第9条関係)

(追加 令和4年教委規則3号)

別記様式第8号(第9条関係)

(追加 令和4年教委規則3号)